

# 電波法施行規則の一部を改正する省令について (電波防護指針(低周波部分)の改訂に係る制度整備)

## 1 諮問の背景

電波の人体への影響については、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等が「電波防護指針」(平成2年電気通信技術審議会答申)において示され、その指針値の一部を電波法令による規制として導入し、電波利用の安全性を確保している。

電波防護指針の指針値は、電波ばく露からの人体防護に関する国際的なガイドライン(国際非電離放射線防護委員会<sup>※</sup>(ICNIRP)のガイドライン)と整合が図られるように維持されている。

平成22年、国際的なガイドラインのうち、低周波領域(10MHz以下)の指針値が改訂されたことを受け、情報通信審議会電波利用環境委員会で同ガイドラインの改訂内容を電波防護指針へ反映させることについて審議がなされ、平成27年3月12日、一部答申を受けた。

今般、同答申を踏まえて、電波法施行規則の一部改正を行うものである。

※ 電波や光等に対する人体防護に関し、純粹に科学的立場から安全性を検討し、ガイドラインの勧告を行うことを任務とした独立した国際的組織。現在は、WHO(世界保健機関)等と協力して活動中。

## 2 改正の概要

電波の強度に関する基準値の改正(電波法施行規則第21条の3の改正)

国際ガイドラインと整合させるため、10MHz以下の周波数の電波の強度に関する基準値の改正を行う。

## 3 施行期日

平成29年9月25日